⑷　平成12年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。
①　単体又は共同企業体の代表者　鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造地上５階建以上かつ延床面積15,000㎡以上の病院の新営又は全面的な改修機械設備工事
②　共同企業体の代表者以外の構成員　鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造地上３階建以上かつ延床面積5,000㎡以上の病院、校舎、研究施設、庁舎又は事務所の新営又は全面的な改修機械設備工事
⑸　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の管工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。
⑹　共同企業体の構成員の数は、２又は３社とする。
⑺　共同企業体の結成方法は、自主結成とする。
⑻　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。
⑼　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とすること。
⑽　単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　１級管工事施工管理技士の資格又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、これらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。
②　平成12年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記２⑷①に掲げる工事の施工経験を有する者であること。
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
④　共同企業体の場合の代表者以外の構成員については、⑽①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
⑾　工事全般の施工計画が適切であること。
⑿　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、本学又は文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）」に基づく指名停止を受けていないこと。
⒀　１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。
⒁　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
⒂　共同企業体として申請した場合は、その構成員が単体として重複申請することはできない。
⒃　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項
⑴　落札者の決定方法
①　入札参加者は、「価格」及び「技術提案書」をもって入札を行い、次の(ｱ)、(ｲ)の要件に該当する者のうち、⑵④によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
(ｱ)　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
(ｲ)　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。
②　①において、評価値の最も高い者が２者以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。
⑵　総合評価の方法
標準点を100点とする。加算点は最高30点とし、技術提案書の内容に応じ与える。なお、「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示した標準案により入札に参加する（技術提案を行わない）場合は、「工事全般の施工計画」に関してのみ、加算点を算出し与える。
①　「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者で、提案の内容により、評価項目毎に優／良／可で評価する。
②　「工事全般の施工計画」に関しては、予定価格の制限の範囲内の入札参加者で、提案の内容により、優／良／可／不適切（欠格）で評価する。
③　加算点は、評価項目毎に評価を行い、各評価項目の合計評価点数を「加算点」として与える（満点30点）。
④　価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」の合計を当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。
⑶　評価項目
本工事における「技術提案書」については、以下の項目について評価する。
①　企業の高度な技術力
１）ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画に関する事項
・総合的なコスト　ライフサイクルコスト削減に関する技術的提案
・社会要請　環境の維持、特別な安全対策
２）工事全般の施工計画に関する事項
・施工上配慮すべき事項等の技術的所見
詳細については、入札説明書による。
⑷　受注者の責により、採用された「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び提案した「工事全般の施工計画」に基づく工事が、実施されていないと認められる場合は、指名停止措置を行うものとする。

４　入札手続等
⑴　担当部局
〒690―8504 島根県松江市西川津町1060
国立大学法人島根大学財務部施設企画課施設企画グループ総務（松江）担当　電話0852―32―6044
⑵　入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法　平成22年10月15日（金）から平成22年11月４日（木）まで　電子入札システム（http://portal.bid.mext.go.jp/）の本件調達案件概要の添付資料により交付する。電子入札システムによりがたい場合は上記４⑴の場所で交付する。入札説明書の交付に当たっては無料とする。また図面等の交付に当たっては、入札説明書に従って購入するものとする。
⑶　申請書、資料及び技術提案書の提出期間、提出場所及び提出方法　平成22年10月15日（金）から平成22年11月４日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分まで。上記４⑴に同じ。電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は持参し又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。
⑷　共同企業体の競争参加資格審査申請書の提出期間、提出場所及び提出方法
上記４⑶に同じ。
⑸　入札保証金の納付等及び関係書類の提出期間、場所及び方法　平成22年11月25日（木）から平成22年12月17日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分まで。ただし、12月17日（金）は16時00分までとする。
上記４⑴に同じ。持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。
⑹　入札、開札の日時、場所及び入札書の提出方法　入札書は、平成22年12月17日（金）16時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記４⑴に持参し、又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。
ただし、郵送による入札書の受領期限は、平成22年12月17日（金）16時00分までに必着とする。(電送による提出は認めない。)
開札は、平成22年12月20日（月）16時00分国立大学法人島根大学本部棟５階小会議室において行う。

５　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金
①　入札保証金　納付。ただし、利付国債の提供又は銀行等の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。なお、落札者が契約を結ばない場合は、本学に帰属する。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。